

法政大学における研究評価について

法政大学では、自らの活動について大学基準協会が定める項目に従い、自己点検・評価を行うとともに、毎回評価テーマを設定して、第三者評価委員会による評価を行い、それらの評価結果をマネジメントに活かしている。

また、法政大学情報技術（IT）研究センター及び法政大学地域研究センターでは、運営委員会による意思決定を行っており、また、各センターの特性に合わせた評価を実施している。

1. 法政大学の概要

1-1 教育の理念

法政大学の使命は、社会の進歩を担う積極的な精神力を持つ個人、「自立型人材」を育成することである。教育の理念・目的として、学生一人一人が自らにふさわしいキャリア形成を行うことができるよう、そのプロセスを全面的に後押しし、その結果として、自立的でリーダーシップを持ち、社会の進歩に資する人材を世に送り出すことを掲げている。

1-2 大学組織（資料1参照）

1-3 教員数（平成19年4月1日現在）

教授	540名
准教授	80名
専任講師	15名
助手	22名
その他	6名
合計	663名

1-4 学生数（平成19年5月1日現在）

学部	28,276名
大学院（修士・博士前期）	1,172名
大学院（博士後期）	269名
大学院（専門職学位課程）	366名
通信教育部	9,571名
合計	39,654名

1-5 収入・支出（平成18年度決算）

収入	（単位：百万円）
区 分	金 額
学生生徒等納付金収入	35,412
手数料収入	3,153
寄付金収入	461
補助金収入	4,228
資産運用収入	723

資産売却収入	3,500
事業収入	293
雑収入	970
借入金等収入	4,001
前受金収入	12,637
その他の収入	11,564
資金収入調整勘定	△ 11,406
前年度繰越支払資金	8,965
計	74,500

※四捨五入の都合上、合計は合っていない。

支 出		(単位：百万円)
区 分	金 額	
人件費支出	22,804	
教育研究経費支出	9,261	
管理経費支出	1,447	
借入金等利息支出	112	
借入金等返済支出	5,400	
施設関係支出	11,631	
設備関係支出	1,847	
資産運用支出	11,357	
その他の支出	1,592	
資金支出調整勘定	△ 2,221	
次年度繰越支払資金	11,271	
計	74,500	

※四捨五入の都合上、合計は合っていない。

学外からの研究費受入額		(単位：百万円)
区 分	金 額	
受託研究	74	
寄付研究	25	
寄付金	272	
科学研究費補助金	283	
その他	18	
計	672	

2. マネジメント体制

法政大学では、研究戦略を企画・立案する組織として、研究開発センターを置いている。研究開発センターでは、学内の研究開発に関わる業務及び研究所運営に関する業務を担当しており、大学トップの考えのもと、現状分析等を行い、研究戦略・目標を設定し、実行に移している。また、研究開発センターでは取り扱うことができない大きな戦略については、総長室に企画戦略本部会議を設置し、企画・立案を行っている。(事務分掌規程は資料2参照。)

例えば、法政大学の研究活動の目的の一つとして、社会への貢献や学生への貢献を掲げており、そのため、研究者の研究活動を活性化及び研究資金の調達に取り組んでいる。具体的には、①研究活動の活性化のために、学部間で競争原理を導入し、一部の学内の資金を再配分する、②外部資金を積極的に獲得するという方針を学内で確認する、などの取組みが挙げられる。

3. 評価体制

法政大学では、4. に示されるように、各種評価が実施されている。それらの評価について、それぞれ固有の委員会が設置されており、事務体制についても、それぞれの評価に対応して役割分担がなされている。例えば、自己点検・評価は学務部において、第三者評価は監査室において評価事務が行われている。

4. 大学として実施されている評価

法政大学では、主に以下の評価が行われている。

- ・自己点検・評価
- ・第三者評価
- ・学内研究助成金に関する審査

ここでは、特徴のある評価として、自己点検・評価及び第三者評価について概説する。

4-1 自己点検・評価

1) 評価の目的

法政大学では、教育研究水準の向上に努め、教育研究活動の活性化を図るとともに、その社会的責務を果たしていくために、教育研究活動全般について、自己点検・評価を実施している。

2) 評価組織

評価組織としては、全学自己点検・評価委員会、各学部・大学院等ごとに設置される自己点検・評価委員会（以下「学部等委員会」という。）及び事務組織に設置される事務自己点検・評価委員会がある。

学部等委員会では、各学部・大学院等に関する事項について、事務自己点検・評価委員会では、事務に関する事項について点検・評価を行い、改善事項及び改善方法等を全学自己点検・評価委員会に対し報告を行う。また、全学自己点検・評価委員会は、学部等委員会及び事務自己点検・評価委員会からの報告及び全学的な事項について点検・評価を行い、改善事項及び改善方法等について定期的に総長に報告を行う。（自己点検・評価委員会規程は資料3参照。）

3) 評価方法

評価時期

不定期に実施されている。過去3回実施されているが、最近の自己点検・評価は平成17年5月1日を基準日として、1年間かけて点検・評価を実施している。

評価項目

平成18年に、大学基準協会が実施する認証評価に申請することから、大学基準協会が定める「大学基準協会における大学評価の主要点検・評価項目」に従い、点検・評価を実施している。さらに、一部、独自の評価項目設定も行っている。

なお、研究活動と研究環境については、以下の項目を設けている。

- ・大学の研究環境
 - (1) 経常的な研究条件の整備
 - (2) 競争的な研究環境創出のための措置
 - (3) 学内に確立されているデュアルサポートシステム
 - (4) 流動研究部門、流動的研究施設
 - (5) 倫理面からの研究条件の整備
- ・学部における研究活動と研究環境
- ・大学院における研究活動と研究環境
- ・専門職大学院における研究活動と研究環境

評価方法

まず、点検・評価の各項目をそれぞれ該当する本学各単位に振り分けて、学部等委員会又は事務自己点検・評価委員会において、点検・評価が行われる。報告書全体のとりまとめは、各委員会から提出された点検・評価結果を、全学自己点検・評価委員会内に置かれた作業委員会において、大学基準協会が定める一覧の順序に沿って、編集・整理している。

4) 評価結果の活用

自己点検・評価報告書によって、相互評価を行うことを基に作成されている。平成18年度は、「法政大学自己点検・評価報告書 2005」を基に、大学基準協会に認証評価を申請している。

4-2 第三者評価

1) 評価の目的

法政大学では、大学における経営の合理性・健全性の維持向上に不可欠なガバナンスの充実度及び研究・教育の質的改善・改革の持続的確保を実現するため、第三者評価を実施している。

2) 評価組織

8名の評価委員から構成される法政大学第三者評価委員会を組織し、評価を実施している。評価委員は、大学の専任・兼任教職員を除く、国内外の高等教育機関において研究又は教育に従事する者及び社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験者の中から選ばれ、理事会の議を経て総長が任命する。任期は2年で、再任可能である。(第三者評価委員会規程は資料4参照。)

3) 評価方法

評価時期

第Ⅰ期：平成15～16年度、第Ⅱ期：平成17～19年度と期間を区切って、評価を実施している。

評価項目

各期について、テーマを設定して、評価を実施している。特に、第Ⅱ期については、「法政大学における研究分野の点検と評価」として、①研究所の現状、②大学付置研究所の問題点、③研究費関係の現状（科学研究費補助金、個人研究費）に焦点を絞って評価を実施した。

評価方法

各項目について、大学自ら法政大学第三者評価委員会に対して説明を行い、その後委員会において討議を重ね、評価を実施している。

4) 評価結果の活用

評価結果をまとめた報告書において、総長に対する法政大学第三者評価委員会からの提言がまとめられ、この提言を基に、大学運営の改善について検討を行っていく。また、報告書はホームページに公表される。

5. 部局で実施されているマネジメント・評価

5-1 情報技術（IT）研究センターにおけるマネジメント・評価

情報技術（IT）研究センターは、21世紀におけるグローバル化時代のITに関する研究・教育の発展と国際的展開を図るため、国内外の研究機関や産業界と連携し、文理融合型を目指したスタイルのオープン・リサーチ・センターである。

本センターにおけるマネジメント体制としては、月1回開催される運営委員会が挙げられる。運営委員会では、研究所員から数名が運営委員となり、研究プロジェクトの提案、予算の決定、執行の提案などについて議論を行い、承認すべきかどうかの判断を行っている。

また、本センターにおける評価活動としては、年2回程度開催される学術担当教員・顧問会議が挙げられる。学術担当教員・顧問会議では、大学外部の学術担当教授及び顧問に対して、現在の活動の報告を行い、全員からの意見をもらうという、第三者評価に近い形の活動が行われている。

5-2 地域研究センターにおけるマネジメント・評価

地域研究センターは、グローバルな視点を持った地域問題研究の拠点として、行政、地方自治体、商工会議所、企業、NPO等に様々な支援・政策提言を展開する機関として設置された。法

政大学の持つ知識・情報や地域連携のノウハウを地域や社会に広く還元することを目的としている。

本センターにおけるマネジメント体制としては、前述した法政大学情報技術（IT）研究センターと同様に、センターの運営委員により構成される意思決定機関としての運営委員会の他に専担所員により構成される業務の執行組織としての専担所員会議が設置され、おおむね2か月に1回開催されている。

また、本センターにおける評価活動としては、例えば、ある特定の事業について第三者評価委員会による評価を受けている。また、事業の特性上、地域と連携して事業を実施するため、連携する地域の声を受けた事業展開が行われている。

6. 文部科学省研究開発評価推進検討会委員からのコメント

平成19年10月22日に法政大学のマネジメント及び評価担当者との意見交換を実施し、法政大学におけるマネジメント及び評価活動を確認した。

意見交換には、研究開発評価推進検討会委員である岡村浩一郎氏（科学技術振興機構研究開発戦略センターアソシエイトフェロー）及び畠田敏行氏（茨城大学評価室助教）に同席いただいた。後日、両委員から、下記のコメントが寄せられた。

1) 大学全体について

区 分	コ メ ン ト
マネジメントについて	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法政大学における研究の目的のひとつは、研究成果を学生や社会に還元させることである。そのために学部・研究科の教員がそれぞれ研究を行うだけでなく、研究所、センターに学部を横断した教員が参加し、それぞれの機関ミッションにもとづいて活発な研究活動を行っている。 ○ ITやマイクロナノなどの分野で総長直属の時限プロジェクトを理事会主導で進めており、次の時代を見据えたリソースの投入がなされている。
マネジメントに必要な情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員が随時研究業績をweb入力できる仕組みを作る、毎年、各部局が自己点検結果をとりまとめる等、情報収集/評価活動が定着している。 ○ 研究者情報データベースで研究成果の収集を行うだけでなく、自己評価や外部評価を実施することによってマネジメントに必要な情報を収集している。 ○ グローバルCOEなどの大型研究費を目指すプロジェクトを学内で公募し、理事会で審査を行い、育てる資金を配分し支援する制度もある。大型の研究プロジェクトの「芽」はこのような方法でも情報を収集している。 ○ 研究所やセンターの長は年初に理事とビジョンやその年の研究計画などについて意見交換を行っている。
マネジメントのプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組織単位のマネジメントプロセスには、必ずといっていいほど外部評価（第三者評価）が組み込まれている。マネジメントの前提に、自己評価を行うだけでなく、社会のニーズのくみ上げや、評価それ自身が自己満足的にならないように留意している。
評価活動について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己点検・評価報告書が充実している。また独自に第三者評価を実施している。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 時限設置ではない研究所・センターには、従来、研究予算を経常経費として配分していた。しかし、それを止め、やりたいこと、やるべきことを研究プロジェクトとして申請してもらい、それを理事会で審査の上、プロジェクト単位で資源を配分することで、活性化を図るシステムに切り替えた。 また、法政大学では、学部間の競争原理を活用した研究費（原資数千万円）の資源配分を行っている。これは科研費の申請率などの数量的なデータに基づいた資源の傾斜配分である。 ○ 2003年からは、外部評価を本格的に導入し、特にガバナンスを中心とした評価を行っている。このような学外者の意見を積極的に採り入れてマネジメントに活かしている。
内部における研究評価活動の実施状況	○ 学内での資源配分に競争原理が組み込まれているが、時限組織については、継続するか否か、という観点でも評価を行っている。
学外競争的資金との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学として外部から研究資金を獲得することを奨励、研究資金獲得に対して学内研究資金を傾斜配分する試みを行っている。 ○ 科研費申請率等を学部への資源配分のインセンティブに活かす施策や、大型研究プロジェクトを育てるための支援する施策により学外競争的資金の確保を目指している。
マネジメントと評価との関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ マネジメントにおける評価の位置付けが明確である。学長方針を出すためには現状把握が必要であり、評価をそのための情報収集と位置付けている。 ○ 査定的な評価（資源配分等）と次の意志決定のための評価を、適切に使い分け、理事会と学部・研究所がよい緊張感のなかで研究の質の向上のために動いていると感じた。

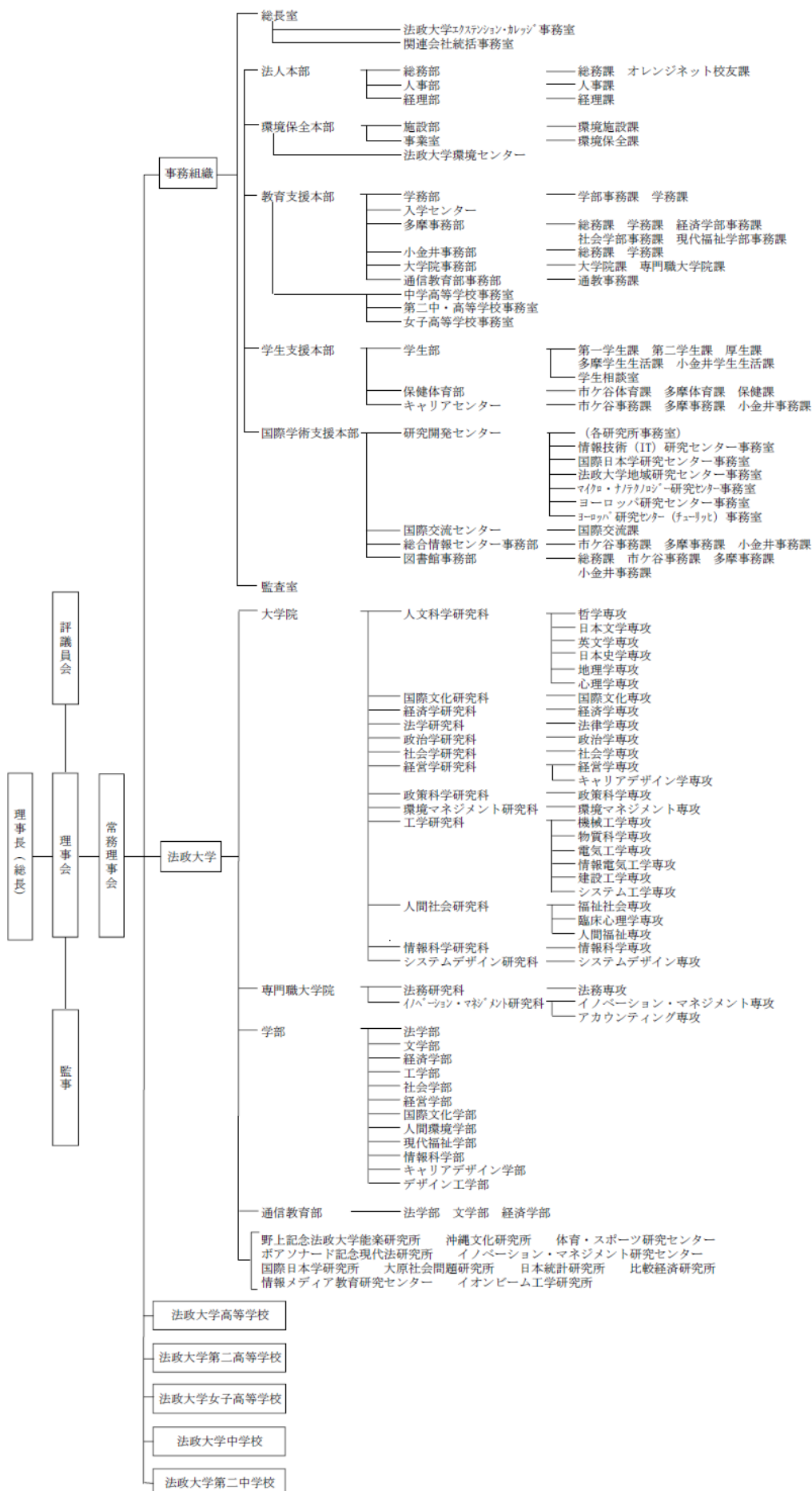
2) 部局（情報技術（IT）研究センター、地域研究センター）について

区 分	コ メ ン ト
マネジメントについて	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意見交換した事例はどれも、部局のミッション、あるべき姿について大変明確な意識を持っている。 ○ ITセンターは高度なIT技術を駆使したeラーニング手法の研究および開発を行っているが、「技術的な高度さ」よりも、「実際の教育の役に立つ」ことを重視している。そのようなミッションもあつてか、コンテンツの開発から、実際の教育の実施まで一連のプロセスの研究開発まで行っている。 当該センターでは、学術担当教員・顧問会議という、ほぼ学外者で構成される一定程度の意志決定力を持つ有識者会議とセンターのメンバーから構成される運営会議の2本柱でマネジメントを行っている。 ○ 地域研究センターは、日本中どこでも、その地域の方々の求めがあれば駆けつけるバイタリティあふれる研究所である。単に、研究ということにとどまらず、学生の教育を中核に置きつつ、その地域の力になれるように、地域の方々と手を携えて活動を行っている。当然、評価は地域の方々のご意見を真摯に聞くことが基本になっている。
マネジメントに必要な情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意見交換した事例はどれも、成果報告として情報を蓄積している。 ○ それぞれのセンター内の運営会議での議論により、情報を収集、共有している。
マネジメントのプロセス	○ 運営会議やミーティングでの議論を密に行うことにより、(意思決定のための) 評価活動と意思決定が(潜在的に) 連動して行われている印象であった。つまり、メンバー同士が互いに、どんなことをどこまでやっているのかを把握することで、センターとしてのミッションの進行状況などが把握できるのだと考えられる。
評価活動について	○ 意見交換した事例はどれも、活動の成果が論文等に代表される従来型の評価指標では、活動の度合いの測定が困難であるという課題を抱えている。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ センターの方向性は理事会などから一定程度示されるが、センターとしての実績の把握や各個人の実績はセンター内のミーティングで議論、把握（評価）されている。 ○ ITセンターでは、さらに学術担当教員・顧問会議などの意見と外部評価を組み合わせ、機動的なマネジメント体制で運営されている。 ○ 地域研究センターでは、さらに実際に協働した相手方の声を重視して、本当に地域の活性化に寄与できたのか、ということの評価してもらっている。良い研究ができたかどうかは、それを踏まえて評価している。
内部における研究評価活動の実施状況	○ ITセンター内部での資金配分は、日頃のミーティングなどでの実績把握からも配分案が策定される。形式的ではないがピアレビュー評価であるといえよう。
学外競争的資金との関わり	○ GPや外部資金は両センターともにコンスタントに獲得している。
マネジメントと評価との関係	○ ピアレビュー的な互いの研究に関する議論で評価や意志決定のためのセンター内会議での活発な意見交換を行うだけでなく、外側に外部評価と有識者の会議を置くことで、絶えずニーズに即した研究活動が可能なマネジメント体制に心がけている印象である。

3) その他のコメント

<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、大学における研究評価が浸透するにつれ、従来型の評価指標では捉えることが困難な活動の評価指標/手法に関する研究等がますます必要になると思われる。 ○ 総長および理事会が教育、研究の活性化のためのマネジメントを、ただ単にトップダウン的に押しつけるようなことはせず丁寧に行っている印象を受けた。 ○ 原則的に各教員はバラバラに研究をやっていることが多い、とのことだったが、総長直属のセンターの設置などによる学部横断型のプロジェクトによって、それぞれ異なる知識・技術をもっている研究者が、ある目的のために相互に刺激し合いながらの連携が進んでいる様子が見てとれた。 ○ 個人評価がまだ導入されていないために、学部横断型のプロジェクトに参加するセンターの併任教員の方々にはインセンティブはない。しかし、いい教育がしたい、教育に役立つ技術を作りたい、地域の活性化を図りたいなど、各研究者のモラルの高さで次々と研究が実施できること、それが日常的な自己評価と外部評価によってセンターの目的に沿って進んでいること、それを総長（理事会）主導で機動的に行ってしまうところに著名な大学の基礎体力の大きさを感じた。



学校法人法政大学事務分掌規程（抄）

規定第 30 号

第 1 条 総長室は理事会の活動を補佐し、法人全般に関わる企画立案・調査業務を担うとともに、総長（理事長）及び理事・監事の秘書業務、法人全般の広報・広聴業務を行うために、それぞれ次の事項を取り扱う。また、法政大学エクステンション・カレッジ（略称「HELP」）事務室、情報技術（IT）研究センター事務室、国際日本学研究センター事務室、法政大学地域研究センター事務室、マイクロ・ナノテクノロジー研究センター事務室及び事業室を付置し、それぞれ次の事項を取り扱う。

企画担当

- （1）全学的な基本方針に関わる企画に関する事。
- （2）企画・戦略本部の事務に関する事。
- （3）長期経営計画の策定（事業計画の立案、調査、資料の収集、分析等）に関する事。
- （4）企画・策定に関わる事業計画の立案、国内外における調査業務、情報収集及び分析等に関する事。
- （5）新規事業の計画・策定とその遂行のためのプロジェクトの事務に関する事。
- （6）外部機関等に関わる業務に関する事。

第 8 条 学務部に学部事務課、学務課及び入学センターをおき、それぞれ次の事項を取り扱う。

教学情報担当

- （1）教学関係の情報の収集・分析・評価と資料の作成に関する事。
- （2）教学関係の情報の提供・公開に関する事。
- （3）全学自己点検・評価委員会の事務に関する事。

第 10 条 研究開発センターは研究開発に関わる業務及び研究所運営に関する業務を行うため、次の事項を取り扱う。

市ヶ谷担当

- （1）学内研究助成に関する事。
- （2）市ヶ谷、多摩校地の文部科学省科学研究費に関する事。
- （3）市ヶ谷校地の受託・共同・寄附研究に関する事。
- （4）市ヶ谷校地の大学院特定課題研究所に関する事。
- （5）市ヶ谷校地で行われる研究補助・助成に関する事。
- （6）各種研究情報の学内外への広報に関する事。
- （7）市ヶ谷校地の研究所（能楽研究所、沖縄文化研究所、現代法研究所、イノベーション・マネジメント研究センター）に関する事。
- （8）研究開発センターに置かれる各種委員会に関する事。
- （9）その他研究に関する全学共通業務並びに連絡調整に関する事。

第 22 条 監査室は、法人及び法人が設置する学校の業務全般の監査を行うため、次の事項を取り扱う。

- （1）内部監査計画の立案・実施に関する事。
- （2）内部監査報告書の作成に関する事。
- （3）環境監査計画の立案・実施に関する事。
- （4）監事監査業務の事務に関する事。
- （5）経営倫理委員会を設置する場合の会務に関する事。
- （6）第三者評価委員会の会務に関する事。

法政大学自己点検・評価委員会規程

規定第 479 号

一部改正 1994 年 4 月 1 日 2000 年 11 月 1 日
 2003 年 4 月 1 日 2004 年 11 月 5 日
 2005 年 6 月 22 日 2007 年 4 月 1 日

(目的)

- 第 1 条 法政大学は、教育研究水準の向上に努め、教育研究活動の活性化を図るとともに、その社会的責務を果たしていくために、教育研究活動全般について、不断の自己点検・自己評価を行う。
- 2 前項の目的に必要な事項を審議するため、大学に全学自己点検・評価委員会（以下「全学委員会」という。）を置く。
- 3 前項の委員会のほか、各学部、大学院、専門職大学院、図書館、通信教育部及び各研究所に自己点検・評価委員会（以下「学部等委員会」という。）を、事務組織には事務自己点検・評価委員会（以下「事務委員会」という。）を置く。

(全学委員会の構成)

- 第 2 条 全学委員会は、総長の指名する専任教員若干名、各学部教授会が選出する各 2 名、各研究科教授会が選出する各 2 名（専門職大学院を除く）、大学院委員会が選出する各 1 名、専門職大学院運営委員会が選出する 2 名、図書館長 1 名、通信教育部長 1 名、各校地研究所の代表による互選により校地ごとに各 1 名及び事務委員会の互選による 2 名の各委員をもって構成する。選出にあたっては次の各号の通りとする。
- (1) 各学部教授会、各研究科教授会、専門職大学院運営委員会が選出する各 2 名の委員の中には学部等委員会の委員長が含まれるものとする。
- (2) 事務委員会の互選による 2 名の委員の中には事務委員会の委員長が含まれるものとする。
- (3) 学部教授会が選出する委員は研究科教授会が選出する委員を兼ねることができる。
- (4) 大学院委員会が選出する委員は研究科教授会が選出する委員を兼ねることができる。
- 2 全学委員会に委員長を置く。また、副委員長若干名を置くことができる。委員長、副委員長は委員の互選による。
- 3 全学委員会は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(学部等委員会の構成)

- 第 3 条 学部等委員会は各学部教授会、大学院委員会、専門職大学院運営委員会、図書館委員会、通信教育学務委員会及び各研究所において定める委員をもって構成する。
- 2 委員長は委員の互選による。
- 3 学部等委員会は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(事務委員会の構成)

- 第 4 条 事務委員会は、総長が委嘱する事務職員 9 名の委員をもって構成する。
- 2 委員長は委員の互選による。
- 3 事務委員会は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(委員会の成立等)

- 第 5 条 各委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。ただし、全学委員会は各学部選出の委員 1 名の出席を必要とする。各委員会において、議事に決定等が必要な場合は出席委員の過半数の合意による。

(任期)

- 第 6 条 各委員会委員の任期は 2 年とし、中途の欠員補充、交替は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず学部等委員会委員の任期は、当該教授会、大学院委員会、専門職大学院

運営委員会，図書館委員会，通信教育学務委員会及び研究所において定めることができる。

(点検項目)

第7条 委員会の点検・評価項目は，各年度の大学基準協会における大学評価の主要点検・評価項目に準ずる。

2 各委員会は，前項に定めるもののほか当該委員会に必要な事項を定めることができる。

(任務)

第8条 全学委員会は，各委員会からの報告及び全学的な事項について点検・評価を行い，改善を要する項目及び改善方法等について定期的に総長に報告を行うものとする。

2 学部等委員会は，前条に定める事項のうち当該の学部，大学院，専門職大学院，図書館，通信教育部，研究所に関する事項について点検・評価を行い，改善を要する事項及び改善方法等について全学委員会に報告を行うものとする。

3 事務委員会は，前条に定める事項のうち，事務に関係する事項について点検・評価を行い，改善を要する事項及び改善方法等について全学委員会に報告を行うものとする。

(報告事項等の扱い)

第9条 総長は報告された事項について，改善等の必要のある事項について関係機関に諮るなどの必要な措置を取り，改善，向上を図る。その結果及び点検・評価項目については必要に応じて公表する。

(担当部課)

第10条 全学委員会の事務は学務部が担当する。

2 各学部等委員会の事務は各学部，大学院，専門職大学院，図書館，通信教育部及び研究所の関係事務部が，事務委員会は総務部が担当する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は，全学委員会の議を経なければならない。

付 則

1 この規程は，平成4年4月1日から施行する。

2 1994年 4月1日一部改正

3 2000年11月1日一部改正

4 2004年11月5日一部改正

5 この規程は，2005年6月22日から一部改正し施行する。

6 この規程は，2007年4月1日から一部改正し施行する。

法政大学第三者評価委員会規程

規定第 7 2 9 号

(設置)

第 1 条 本学における経営の合理性・健全性の維持向上に不可欠なガバナンスの充実度及び研究・教育の質的改善・改革の持続的確保を実現するため、法政大学第三者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(役割)

第 2 条 評価委員会は、本学の理念、将来構想に照らし、本学における法人業務活動及び研究・教育活動を評価し、必要な提言を行う。

(業務)

第 3 条 評価委員会は、前条の定める役割を達成するため、総長の諮問に基づき次の業務を行う。

- (1) 答申に必要な当該年度評価事項の決定に関すること。
- (2) 必要な情報に基づく評価の実施に関すること。
- (3) 評価の公表に関すること。

(評価事項等)

第 4 条 評価委員会の行う評価事項は、法政大学自己点検・評価委員会規程（規定第 4 7 9 号）の別表及び法政大学大学院自己点検・評価委員会規程（規定 4 6 7 号）の別表に掲げられた事項並びに諮問に対する答申上評価委員会が必要と認めた事項とする。

(構成)

第 5 条 評価委員会に次の委員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 評価委員 若干名

(委員長)

第 6 条 評価委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、評価委員の互選により選出し、理事会の議を経て総長が任命する。
- 3 委員長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。また、任期中に退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第 7 条 委員長は評価委員会を統括し、かつ、代表するとともに、評価委員会の議長を兼ねる。

- 2 委員長は、諮問において定められた期間内に、当該年度の諮問事項に関する評価をまとめ、総長に答申する。

(評価委員)

第 8 条 評価委員は、企画・戦略本部規程（規定第 7 0 3 号）に定める企画・戦略本部の推薦に基づき、理事会の議を経て総長が任命する。

- 2 評価委員は、本学の専任・兼任教職員を除く、国内外の高等教育機関において研究又は教育に従事する者及び社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験者の中から選ばれるものとする。
- 3 評価委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。また、任期中に退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(評価の公表)

第 9 条 評価委員会は、第 4 条に定める評価事項に関する評価を、原則として公表しなければならない。

(謝金)

第10条 評価委員会の委員長及び評価委員に対する謝金(年額)は次のとおりとする。

- (1) 委員長 70,000円
- (2) 評価委員 50,000円

(事務)

第11条 評価委員会の事務は、監査室が分掌する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、常務理事会の議を経て、総長が行う。

付 則

- 1 この規程は、2003年1月1日から施行する。